

施設の使用制限対象一覧（令和2年5月28日）

使用停止の要請を行なう施設

種 類	施 設	使用停止 の要請	備 考
遊興施設等	キャバレー ※1	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 ※1 接待を伴わない場合は対象外とする。 ※2 個室をオフィス用としてテレワークに活用する場合は対象外とする。
	ナイトクラブ ※1		
	ダンスホール ※1		
	スナック ※1		
	バー ※1		
	ダーツバー ※1		
	パブ ※1		
	個室付浴場業に係る公衆浴場		
	ヌードスタジオ		
	のぞき劇場		
	ストリップ劇場		
	性風俗店		
	デリヘル		
	ライブハウス		
カラオケボックス ※2			
運動施設等	スポーツジム	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
大学・学習塾等 【床面積の合計が 1,000㎡超の施設】	大学	対象	原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請 (5月31日まで)
	専門学校		
	高等専修学校		
	専修学校・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
インターナショナルスクール			
学校等	幼稚園	対象	原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請 (5月31日まで)
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		